

7 現状と課題及び今後の対応

(1) 事後モニタリングの継続

① 現 状

市が管理する公共施設の除染は、平成 25 年度末までに完了しているが、市内各地域の空間放射線量率を把握するとともに、施設の使用者の不安等に対応するため事後モニタリングを実施している。

事後モニタリングは、子どもの生活空間となる施設（公園を除く）の校庭等の中心と砂場を毎月 1 回実施している。

また、詳細事後モニタリングとして、子どもの生活空間となる施設（公園を含む）の校庭等の中心とその他 4 点及び砂場を四半期毎（6・9・12・3 月）に実施している。

② 課 題

定点における空間放射線量測定での主な施設の空間放射線量の推移（P23 参照）では、平成 23 年 6 月に地上 1 メートルの高さで、毎時 0.4 マイクロシーベルトを示してから 4 年余りで毎時 0.1 マイクロシーベルト以下まで緩やかに下降していることがわかる。これらは、除染が完了していることや放射線量の自然減衰及び降雨による集積等の要因による放射線量の低減化が進んだと考えられる。

③ 今後の対応

除染実施計画期間が終了した平成 27 年 4 月からの当面の目標は計画期間と同様に次のとおりとする。

当面の目標

空間放射線量が「子どもの生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小学校、中学校、公園）」で地表面から 5cm で毎時 0.23 マイクロシーベルト未満とする。その他の生活空間は地表面から 50cm 又は 1m で毎時 0.23 マイクロシーベルト未満とする。

また、事後モニタリング頻度は、本市が汚染状況重点調査地域であること、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトに達しないと見込まれること、子どもの生活空間となる施設の不安の払拭、事後モニタリングに要する経費等のバランス及び県内の汚染状況重点調査地域の事後モニタリング頻度等を勘案して次のとおりとする。

事後モニタリング頻度

子どもの生活空間となる施設（公園を含む）の校庭等の中心とその他 4 点及び砂場を 6 ヶ月毎（9 月と 3 月）に測定しホームページ等で公表する。

(2) 除染実施計画の達成

① 現状

印西市除染実施計画は平成26年8月に国が管理する施設において除染不要の結果が出たことにより、計画されていた全ての施設の除染等が完了したことになる。

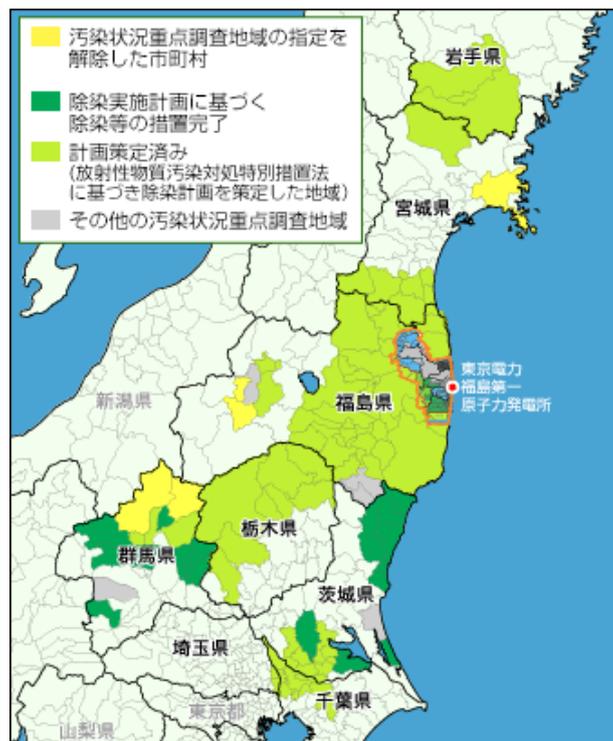
事後モニタリングや車載型走行サーベイにより測定した結果、除染を完了した各施設の放射線量が基準値の毎時0.23マイクロシーベルトを超えていない。

② 課題

汚染状況重点調査地域の指定要件は放射性物質汚染対処特措法により放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域であり、本市の放射線量を基準値を満たしている状況である。しかし、除去土壌の処分などの課題により指定解除されない状況である。

③ 今後の対応

この状況を補完する任意制度として、環境省が設けた「除染措置完了市町村」の認定制度があるが、認定の定義から判断すると、今年度末で本市は、除染実施計画に示された、予定されていた除染等の措置が概ね完了し除染効果も維持されており、現場等で保管されている除去土壌も適切に管理されていることから、除染措置完了市町村として認定を受ける事は可能と考えられるが、制度上明確な根拠が無いため、今後検討が必要である。



除染措置完了市町村分布図(H27.3.31 現在)

(3) 除染に伴う除去土壌の処分

① 現 状

除染により発生した除去土壌は、各施設内の土中に遮水シート等により密閉し、保管台帳により整理され保管している。

その保管量は、公共施設から発生した除去土壌は約 8,000m³あり、民有地から発生した除去土壌は約 40 m³ある。

② 課 題

除去土壌の処分は放射性物質汚染対処特措法により市（除染実施者）が行うこととされているが、現状では現場保管以外の対応は難しく、現在対応策は見いだせない。

※除去土壌を市が処分する根拠（環境省 除染関係 Q & A 除去土壌等の処分の実施者は誰なのか。）

放射性物質汚染対処特措法第 35 条において、除染等の措置等の実施者が定められており、第 36 条に基づき、除染実施計画において、「除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域」が定められることとなります。

また、第 38 条において、「第 36 条第 2 項第 3 号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。」とされており、除染等の措置等は「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（第 25 条第 1 項）」とされていることから、特措法上、例えば、市町村による土壌等の除染等の措置により発生した除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（第 31 条））については、市町村が処分を行うこととなります。

(4) 側溝汚泥の処分

① 現 状

平成 23 年度当時に発生した側溝汚泥は市役所と本埜支所に設置した保管ボックスに約 22 m³ 保管している。

なお、保管ボックスは市役所に 19 基設置しており、そのうち 11 基を使用している。本埜支所には 7 基設置しており、そのうち 2 基を使用している。



② 課 題

汚泥は廃棄物の区分ではあるが、放射能濃度測定を実施していないため、指定廃棄物又は処分可能な廃棄物かの判断がつかない状態である。

③ 今後の対応 【資料 37】 資料編 P195

保管ボックスは強固なもので、廃棄物が漏れ出す等の事故の可能性は低く、必ずしも早急に側溝汚泥を処分しなければならない状況ではないが、今後の対応方針を検討する必要がある。

※保管ボックスの構造:プレキャストコンクリート製、部材厚 200mm、重量約 6t、容量約 1.7m³

(5) 指定廃棄物の処分

① 現 状

本市の指定廃棄物は、印西地区環境整備事業組合が焼却灰として発生した約 68 トン（割り返し分）があり、同組合で印西市収集センターの一部を借用して保管している。

また、松戸市・柏市・流山市が手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場の一部を使用して焼却灰等の指定廃棄物を一時保管していた。この一時保管期限は、国が最終処分場を設置する目途としている平成 27 年 3 月 31 日であるが、平成 26 年 8 月末時点では最終処分場の具体的な内容は発表されていないため、5 市の担当部長会議が開催され、保管期限までに搬出することとなり、平成 26 年 12 月 10 日から順次搬出を行い平成 27 年 3 月 24 日に搬出が完了した。

なお、この他に手賀沼流域下水道終末処理場では、当該下水道事業で発生した指定廃棄物約 550 トンを一時保管している。

※手賀沼流域下水道終末処理場に松戸市・柏市・流山市が一時保管していた指定廃棄物

重量ベース 526 トン = 52 トン(松戸市) + 296 トン(柏市) + 178 トン(流山市)

フレコンベース 811 袋 = 85 袋(松戸市) + 483 袋(柏市) + 243 袋(流山市)

※手賀沼流域下水道終末処理場に千葉県(下水道)が一時保管している指定廃棄物

重量ベース 550 トン

フレコンベース 1,139 袋

② 課 題

国が最終処分場を設置できていないため、印西地区環境整備事業組合が指定廃棄物を保管せざるを得ない状況にある。



③ 今後の対応

印西地区環境整備事業組合が保管している指定廃棄物について、同組合と連携して最終処分場確保に向けて国へ働きかける。

(6) 東京電力に対しての損害賠償請求

① 現 状

平成23年度から平成25年度分までの市単独費による支出は104,640,007円であり、これまでに、直接請求により損害賠償を求めている。(P38 参照)

② 課 題

東京電力は、「原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項」及び「放射性物質汚染対処特措法第44条」に基づき賠償する責任があると考えられるが、これに応じない状況である。

③ 今後の対応

東京電力に対しての直接請求には限界があるため、原子力損害の賠償に関するものは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることとなった。

この申し立ては、地方自治法第96条第1項第12号のあっせん申し立てに該当するため、平成23年度から平成25年度分までを平成27年第1回定例会(平成27年3月6日)の議決(全会一致)を得て、8市(印西市、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、白井市)が平成27年3月27日に共同して東京電力株式会社との和解の仲介を求めて原子力損害賠償紛争解決センターへ申し立てた。

※損害賠償を求める理由(日本弁護士連合会 原発事故・損害賠償マニュアル)

自治体は、その住民の生命・身体・財産等の安全を図るという行政目的を有しており、自治体が行う施策は、住民に対するサービスという面もある。

しかし、自治体が、その行政目的を遂行することと、そのために生じた費用を東京電力に対して損害賠償請求することは、何ら矛盾しない。

自治体は、むしろ、その行政目的を十全に果たす職責があり、そのために必要な出費を躊躇すべきではなく、これについては、東京電力に対して、当然に損害賠償を求めるべきである。

むしろ、これを自治体が行わなかった場合には、住民訴訟(地方自治法242条の2)の対象ともなり得る。

(7) 健康不安対策

① 現 状

健康不安対策として、ホールボディカウンタ助成事業を行っている。(P21 参照)

② 今後の対応

市が実施しているホールボディカウンタ助成事業などについて、子ども被災者支援法の対策体系を勘案し、市の助成事業の目的や必要性及び費用等を総合的に判断して、事業を継続するか検討する。

(8) 食の安全対策（農産物の生産も含む）

① 現 状

給食、農産物及び市民持ち込み食材を測定している。(P18～P19 参照)

② 今後の対応

- ・給食検査について、市が汚染状況重点調査地域であることを考慮し、食品衛生法の検査体系を勘案し市の検査体系の目的や必要性及び費用等を総合的に判断して、測定を継続するか検討する。
- ・市産の「しいたけ（露地栽培）」は出荷自粛であるから、農産物検査を継続する。
- ・消費者庁から貸与されている測定器を活用した市民向け測定を継続するか検討する。